

令和 6 年度第 1 回
都留市都市計画審議会
会議録

1. 日 時

令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 10 時から午前 11 時 30 分

2. 場 所

都留市消防署 2 階大会議室

3. 出 席 者

奥秋保委員・日向美德委員・山口一裕委員・荻原秀祥委員・
三枝新弥委員・清水一夫委員・田村和哉委員・都倉鍊三委員・
小林正樹委員・宮下喜樹委員

4. 審議事項

(1) 都留市都市計画道路見直し方針（案）の報告について

【進行】

皆様こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

私は、本日、進行役を務めさせていただきます、都留市役所 建設課長の廣嶋でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、突然の委員依頼にも関わらず、ご快諾いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。会議に先立ちまして、お願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモード設定のご配慮をお願いいたします。

また、会議の様子を撮影、録音させていただくとともに、市ホームページに掲載し、公表させていただきますので、ご承知おきください。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、席に配布してある「次第」、「委員名簿」、「都留都市計画総括図」、右上に資料1と記載された「都留市都市計画審議会条例」、右上に資料2と記載された「都留市都市計画道路見直し方針（案）について」となります。

資料が不足している方は、お申し出ください。

それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。

委嘱状交付式

【進行】

まず始めに、都留市都市計画審議会委員の委嘱状交付式を行います。

市長がテーブルをまわり、委嘱状を交付いたします。

席順に沿って、お名前をお呼びいたしますので、順次ご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。

奥秋 保（おくあき たもつ）様

日向 美德（ひなた よしのり）様

山口 一裕（やまぐち かずひろ）様

田村 和哉（たむら かずや）様

都倉 鍊三（とくら れんぞう）様

小林 正樹（こばやし まさき）様

宮下 喜樹（みやした よしき）様

荻原 秀祥（おぎわら ひでよし）様

三枝 新弥（さいぐさ しんや）様

清水 一夫（しみず かずお）様

ありがとうございました。

なお、

水岸 富美男（みずぎし ふみお）様

小林 健太（こばやし けんた）様

北垣 憲仁（きたがき けんじ）様

奈良 和弥（なら かずや）様

高根 葉子（たかね ようこ）様

志村 美貴代（しむら みきよ）様

熊田 修（くまだ おさむ）様

高橋 弥尚（たかはし ひろたか）様

につきましては、欠席の連絡を頂戴しております。

1. 審議会開会

【進行】

引き続き、令和6年度第1回都留市都市計画審議会を開会いたします。

なお、本日、10名の委員にご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

まず始めに、堀内市長よりご挨拶申し上げます。

2. 市長あいさつ

改めまして、皆様こんにちは。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、都留市 都市計画 審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、頃より市政に対しましてご理解ご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、本市では第6次 都留市 長期総合計画に掲げる将来像である「ひと集い 学びあふれる生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、各事業を推進しているところであります。その中でも、基盤分野におきましては「快適で機能的な まちづくり」を目指しており、「持続可能な都市空間の形成」を進めているところであります。令和5年3月には委員の皆様にご審議をいただき、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取り組みについての考え方を示す「都留市都市計画マスタープラン」を改定いたしました。本日の審議会では、この計画の重点推進施策となります都市計画道路見直し方針（案）について諮問をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本審議会を通しまして様々な観点からの忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに本市が持続可能な都市空間となるようより一層の ご支援ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、

あいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いします。

【進行】

ありがとうございました。

3. 事務局紹介

【進行】

続きまして、次第3、事務局を紹介させていただきます。

都留市の産業建設部長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

都留市役所の建設課長の廣嶋です。よろしくお願いいたします。

都留市役所の建設課課長補佐の鈴木です。よろしくお願いいたします。

建設課都市計画担当の渡邊です。よろしくお願いいたします。

建設課都市計画担当の中村です。よろしくお願いいたします。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

4. 都市計画審議会について

【進行】

続きまして、次第4、都市計画審議会について事務局から説明いたします。

【事務局】

改めまして、皆様こんにちは。

建設課都市計画担当の渡邊と申します。よろしくお願いします。

資料1「都留市都市計画審議会条例」の1ページをご覧ください。まず、第2条の所掌事務につきまして、本審議会は「都市計画法その他の法令の規定によりその権限に属された事項に関すること」、「都留市景観条例の規定によりその権限に属された事項に関すること」、「その他都市計画に関すること」について、

「市長の諮問に応じ、調査、審議して、意見の答申を行うこと」と規定しております。第3条にありますように、「本審議会は20名以内で組織され、任期は委嘱日であります 本日から2年」となります。また、第5条にありますように、「審議会には 会長、及び職務代理者を各1名置くこと」となっており、後ほど、選出させていただきます。この審議会の議決方法は、第7条にありますように、「会議は、委員の過半数以上が出席しなければ

開くことができず、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」となっております。

以上、都市計画審議会についての説明となります。

5. 会長選出

【進行】

続きまして、次第5、会長選出でございます。

都留市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長につきましては、学識経験委員の中から委員の選挙によって定めること」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

【進行】

小林委員をお願いします。

【委員】

会長につきましては、都留市商工会会長の^{おぎわらひでよし}荻原秀祥委員を推薦いたします。

【進行】

只今、委員から「^{おぎわらひでよし}荻原秀祥委員を会長にと」発言がありました
が、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし

【進行】

異議なしとの声がございましたので、^{おぎわらひでよし}荻原秀祥委員に会長をお願いいたします。

6. 会長あいさつ

【進行】

それでは、会長に選出されました^{おぎわらひでよし}荻原秀祥委員からご挨拶を
いただきたいと存じます。

【会長】

それではご挨拶させていただきます。

只今、皆様方の推薦によりまして、会長をお受けすることになりました、都留市商工会会長の荻原でございます。

委員の皆様方のご協力をいただきまして、会長としての重責を果たしてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

【進行】

ありがとうございました。

7. 職務代理者指名

【進行】

続きまして、次第7、職務代理者指名に移ります。

都留市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」とございますので、会長から指名願います。

【会長】

条例の定めによりまして、私から指名させていただきます。

早速ですが、山梨県測量設計業協会富士東部地区の三枝委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【職務代理】

選任されました三枝です。微力ながら務めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

8. 諮問

【進行】

続きまして、次第8、諮問に入ります。堀内市長、荻原会長、
前にお願いいたします。

【市長】

諮問させていただきます。

「都留市都市計画道路見直し方針（案）について」都留市都市
計画審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に諮問いたしま
す。よろしくお願いいたします。

【進行】

なお、誠に申し訳ございませんが、市長は公務がございますの
で、この場で退席させていただきます。

9. 都留市都市計画道路見直し方針（案）について

【進行】

続きまして、次第 9、議事に進みますが、これから先の議事進行は、都留市都市計画審議会条例第 7 条第 1 項の規定により、会長が議長となり進めていただきたいと思います。

おぎわら
萩原会長、議長席にお願いいたします。

【議長】

条例の定めにより、会長が議長となるとのことでございますので、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。それでは、議事に入ります。「都留市都市計画道路見直し方針（案）の報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局】

よろしくお願いします。それでは、都留市都市計画道路見直し方針（案）について報告させていただきます。資料 2 「都留市都市計画道路見直し方針（案）について」をご覧ください。3 ページをご覧ください。本日の報告内容についてであります。はじめに、都市計画道路見直しの概要、次に都市計画道路見直し基本方針、都市計画道路の検証、都市計画道路見直し方針、

最後に今後のスケジュールについて報告させていただきます。

4 ページをご覧ください。まずはじめに、都市計画道路見直しの概要についてであります。この章では、都市計画道路見直しの背景・目的、都市計画道路とは、都市計画道路を取り巻く状況、都市計画道路の整備状況、都市計画道路整備の課題について説明いたします。5 ページをご覧ください。都市計画道路見直しの背景と目的についてであります。都留市の都市計画道路は、昭和 31 年に（都）谷村町駅前通り線ほか計 7 路線が計画決定したのをはじめとして令和 4 年 3 月現在、計 12 路線約 23km を計画決定しており、そのうち約 4 割にあたる 10km が改良済となっています。しかしながら、昨今の人口減少に伴う自動車交通量の減少や少子高齢化の進展など、都市計画決定当時の時代の流れや道路利用ニーズの変化などにより、都市計画道路に求められる機能・役割についても変化が生じてきています。

また、令和 5 年に改定した都留市都市計画マスタープランでは「都市計画道路の見直し」を重点推進施策として位置付けています。こうしたことから、都留市では、市内全ての都市計画道路を対象に都市計画道路としての必要性や整備の合理性などの再検証を行い、これからの社会経済情勢に見合った適切な都市計画道路の整備の方向性を明らかにすることとしました。6 ペ

ージをご覧ください。都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、都市交通における最も根幹的な施設で、安全で安心な市民生活と都市活動に欠かせない重要な役割を果たすもので、都市計画法に定められる都市施設です。都市計画道路の計画区域内においては、将来の整備を円滑に行うために、建築物を建てることに対して、一定の制限を設けています。都市計画道路の計画区域内において、建築可能な要件といたしまして、容易に移転・除去できるもの階数が2階以下で地下を有しないもの主要構造物が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造のものとなっております。7ページをご覧ください。都市計画道路を取り巻く状況についてであります。人口について、総人口は年々減少しており、令和2年時点の人口は31,016人となっています。今後も減少傾向は続き、令和27年には2万人を下回ることが予想されます。年少人口と生産年齢人口が減少する一方で老年人口は増加しています。高齢化率について、平成17年に超高齢社会である高齢化率が20%を超え、令和2年現在29.3%となっています。今後も高齢化が進み令和7年には3人に1人は高齢者（65歳以上）となる見込です。8ページをご覧ください。自動車保有台数は年々減少しており、令和2年には世帯あたり保有台数が0.85台/世帯となっています。投資的経費は長期的にみると

増加し、令和５年度時点で約 23 億円となっています。９ページをご覧ください。都留市の都市計画道路は 12 路線 22,980m が計画決定されており、10,088m が改良済みとなっており、10 路線 12,892m が未整備となっています。10 ページをご覧ください。都市計画道路の整備状況の図面となっております。黒い線が改良済み区間となっており、全区間が改良済みの都市計画道路は、都留市駅前から赤坂駅付近へ繋がる姥沢川通り線と都留文科大付近から国道 139 号へ繋がる大学前通り線の 2 路線となっており、残りの 10 路線については、未整備または一部区間未整備となっております。11 ページをご覧ください。都市計画道路整備の課題といたしまして、４点に整理しております。１点目が都市計画道路の必要性を再検証する必要があります。人口減少や少子高齢化の進展など、都市を取り巻く社会経済状況は大きく変化していくことが予想され、都市計画道路の必要性にも変化が生じる可能性があります。また、近年の社会情勢の変化を踏まえた将来像等の見直しに伴い、都市計画道路の位置付け役割が変化している可能性があります。２点目といたしまして、多様化するまちづくりのニーズへの対応が必要となります。高齢者や障害者に対応した移動環境の確保、環境問題への対応、安全・安心な社会づくりなど、多様化するニーズへの適切な対

応が求められています。また、個性的で魅力ある地域づくりに向けて、都市計画道路の果たす役割も多様化してきています。

3点目といたしまして、効果的・重点的な投資を行っていく必要があります。道路整備など公共事業投資額は今後減少していくことが想定され、全路線の整備完了までには相当年数が必要と見込まれます。また、既存ストックの有効活用とともに、重点的な投資により事業効果の早期発現を目指すなど、効果的な投資を図っていくことが重要となります。4点目といたしまして、都市計画道路の整備の見通し等を示す必要があります。都市計画決定後、長期間を経過しても未着手の道路などでは、住民に対して長期にわたり建築物の建築制限を課しています。今後も整備に相当年数を要すると見込まれることから、都市計画道路の位置付けや整備効果とともに整備の見通しを示し、住民の理解を得ることが重要です。12ページをご覧ください。都市計画道路見直し基本方針といたしまして、この章では、都市計画道路見直しの基本的な考え方、流れについて説明いたします。13ページをご覧ください。都市計画道路見直しの基本的な考え方といたしまして、次の3点を整理しています。

1点目 目指すべき将来像や将来都市構造との整合

2点目 まちづくりとの整合

3 点目 将来交通需要への対応 といたしまして、

都留市都市計画マスタープランで掲げられている目指すべき将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を目指し、住みよい市街地と自然が響き合い、文化がつなぐ人にやさしいまちを推進するため、道路区分により求められる機能と将来の都市構造やまちづくりとの整合を図ります。また、安全で快適なまちづくりを推進していくため、将来自動車交通量の円滑な処理はもとより、自転車・歩行者交通にも適切に対応したものとします。14 ページをご覧ください。都市計画道路見直しの流れについてであります。ステップ1 といたしまして、検証対象路線の抽出を行います。次に、ステップ2 といたしまして、対象路線の必要性・合理性の検証を行い、計画継続、または、見直し候補の抽出を行います。次のページをご覧ください。ステップ3 といたしまして、新道路網による検証を行います。その結果、見直し方針（案）を作成し、住民との合意形成を図り、見直し方針の決定、都市計画変更の手続きとなります。

16 ページをご覧ください。都市計画道路の検証といたしまして、この章では、検討対象路線の抽出、必要性の検証、合理性の検証について説明いたします。17 ページをご覧ください。

検討対象路線の抽出といたしまして、都市計画道路及び国・県

道との交差点で区間を分割し、検証を実施する路線（区間）を抽出しました。ただし、既に改良済の路線（区間）、全線供用見込みのある路線（区間）は今回の検討対象路線（区間）から除外しました。次のページをご覧ください。こちらの図は、検討対象路線を抽出したものを図示したものとなっております。19ページをご覧ください。検討対象路線の必要性の検証といたしまして、都留市にとって望ましい都市計画道路としての機能を明らかにするため、山梨県都市計画道路見直しガイドラインをもとに交通機能・空間機能・市街地形成機能の観点から必要性の検証を行いました。次のページをご覧ください。交通機能の観点からの必要性の検証といたしまして、自動車交通機能、歩行者交通機能、自転車交通機能、主要都市施設、公園緑地等への連絡機能、公共交通の支援機能を検証項目と定め、対象区間の混雑度等から検証を行っております。次のページをご覧ください。空間機能の観点からの必要性の検証といたしまして、緊急輸送道路の強化、交通事故の削減を検証項目と定め、緊急輸送道路の代替路等から検証を行っております。次のページをご覧ください。市街地形成機能の観点からの必要性の検証といたしましては、将来都市構造への位置付け、良好な景観形成を検証項目と定め、道路の都留市都市計画マスタープランの位置

付け等から検証を行っております。23ページをご覧ください。

検討対象路線における合理性の検証といたしまして、実現性及び妥当性について、山梨県都市計画道路見直しガイドラインをもとに都市計画道路の配置・規模・機能により、地域の実情にあった合理的な計画であるか検証を行っております。次のページをご覧ください。実現性の観点からの合理性の検証といたしまして、地形・地物との整合性、歴史的・文化的価値の高い物件の有無、堅固な大規模建築物等の物件の有無を検証項目と定め、河川の交差等による大規模な構造物の有無等から検証を行っております次のページをご覧ください。妥当性の観点からの合理性の検証といたしまして、道路構造令等との適合、代替路線の有無からの検証のほか、その他といたしまして、他事業により道路が整備される見込みがあるのか確認し、検証を行っております。26ページをご覧ください。必要性、合理性等の検証の結果、都市計画道路見直し方針をとりまとめております。

27ページをご覧ください。検証の結果、1路線を全線廃止、4路線を一部区間廃止といたしました。次のページをご覧ください。個別の路線についてであります、まず、全線廃止の（都）厚原線についてであります。都市計画道路に指定した当時とまちづくりの方向性が変わり工業系の土地利用を図ること

になりました。今後コンパクトなまちづくりを進めるうえで用途地域の指定がなく、将来交通量や混雑度は他事業による整備で担保され、他路線への影響が少ないことから全線廃止としております。次のページをご覧ください。次に、一部区間廃止の（都）横町天神通り線についてであります。廃止する区間は、国道139号を直角に曲がるガソリンスタンド志村貫二商店から山沿いを通り、い志ばし付近の都留バイパスまでの区間となります。整備するためには、公共施設や神社仏閣等の移転が必要となり、現状未整備であります。また、将来交通量および混雑度も低く、並行する国道139号で代替可能であるため、この区間を廃止としております。次のページをご覧ください。

次に、一部区間廃止の（都）谷村町駅前通り線についてであります。谷村町駅前を起点とするこの路線の国道139号交差点から（都）横町天神通り線交差点の区間は、（都）横町天神通り線の廃止で道路ネットワーク上の必要性が低く、都留ICから国道139号都留バイパスへのアクセスは国道139号や県道都留道志線により代替が可能となります。当区間は、将来交通量および混雑度も低く、他路線への影響が少ないことから「廃止」とします。次のページをご覧ください。次に、一部区間廃止の（都）学校通り線についてであります。谷村第一小学校を起点とする

この路線につきましても、先ほどの谷村町駅前通り線と同様に、横町天神通り線の廃止で道路ネットワーク上の必要性が低く、他路線への影響が少ないことから国道 139 号交差点から(都)横町天神通り線交差点の区間は、「廃止」とします。次のページをご覧ください。次に、一部区間廃止の(都)横町通り線についてであります。都留市駅前を起点とし、中村薬局前を通る(都)横町通り線につきましても、先ほどの一部区間廃止の2路線と同様の理由により、国道 139 号交差点から(都)横町天神通り線交差点の区間を、「廃止」としております。34 ページをご覧ください。今後のスケジュールについてであります。

3 月に住民説明会、パブリック・コメントを実施し、都市計画道路見直し方針を決定いたします。令和 7 年度は都市計画変更の手続きを行い、都市計画法に基づき、住民説明会、公聴会等を実施し、令和 8 年 1 月に都市計画審議会を開催させていただき、都市計画決定となる予定であります。

以上、報告となります。ありがとうございました。

【議長】

只今の説明について意見等がありましたらお願いします。

【委員】

都市計画道路の建築制限には高さの制限はあるのか？

【事務局】

都市計画法上では高さ制限はない。

【委員】

都市計画道路に指定されている路線に避難路はあるか？

【事務局】

一般国道 139 号が避難路となっている。

【委員】

都市計画道路の計画区域内に建っている建物の中で建築可能要件を満たしていない建物は何件あるか。

【事務局】

都市計画道路の都市計画決定をしてからは、建築に制限がかかっているため制限外の建物はないと認識している。

【委員】

都留バイパスの延長上で田野倉方面へ伸びている都市計画道路は、道の駅つる側に道が整備されるという話があるがどうなっているか。それと都留文科大学の先の都市計画道路は側道を県道にして整備していく計画があるがこれから整備していく予定はあるのか。

【事務局】

都留バイパスの田野倉側と都留文科大学の先の都市計画道路については未着手となっており国においても事業を一旦休止するという報告を受けている。田野倉側についてはどのような経路がいいのかを国、県、都留市、大月市、西桂町で勉強会を開催し経路の検討を行っている。

【委員】

休止しているのであれば残しておく必要はあるのか。

【事務局】

まだ経路が決定していないので決定してから見直しを行う。

【委員】

9 ページにある令和 2 年 3 月現在となっているが令和 6 年度現在ではどこまで都市計画道路の整備が進んでいるのか。

【事務局】

都市計画基礎調査が 5 年に 1 回の調査となっているので令和 2 年 3 月現在となっている。令和 6 年度は令和 2 年 3 月と進捗状況は変わっていない。

【委員】

都市計画道路に指定されている道路と指定されていない道路、もしくは指定から外れた道路は法律上の違い等はあるのか。

【事務局】

都市計画道路と一般道路の大きな違いは道路幅員がある。都市計画道路の整備では比較的広い 13m の幅員で整備を行う。市道等では地元の要望等を受けながら整備する際は 4.5m 以上で整備を行う。

【委員】

都市計画道路の計画があることで建物の建築制限があるので整備計画がない部分については廃止を検討したほうがいいのではないかな。

【事務局】

今回行っ見直しで建築制限がなくなる路線もある。休止中の都留バイパスについても経路が決定してから順次見直しを行う。

【委員】

厚原線が廃止になるが、工業団地としての道路の整備をしていくのか。

【事務局】

意見のとおり。

【委員】

工業団地として道路を整備した後、住宅等が増えたら道路を整備していくのか。オンデマンドタクシー等が通る場合幅員は大丈夫か。

【事務局】

厚原線の先に住宅等が増えた場合は都市計画道路ではなく通常の道路としての整備を行う。オンデマンドタクシーについては今ある道路で経路を考えている。都市計画の関係でも立地適正化計画の策定を予定しており、地域公共交通と組み合わせたコンパクトシティを検討している。

只今のご意見について、審議会の意見として答申するかお諮りします。

市長から諮問があった「都留市都市計画道路見直し方針（案）について」は、「住民説明会、パブリック・コメントで住民の理解を十分得たうえで、都市計画決定手続きを行うこと」との意見を付して、答申をすることと致したいと思います。

これに賛成の方は拍手をお願いします。

【議長】

賛成多数と認めます。

よってそのように致します。

続きまして、議事の２、その他につきまして、委員の皆様から

何かございますか。

事務局から何かありますか。

【事務局】

次回開催予定について都市計画道路の見直しには令和 8 年 1 月頃を予定している。その他審議事項があった場合は通知を送付するので委員の方々におは協力をお願いしたい。

【議長】

以上をもちまして予定された議事はすべて終了いたしました。

議事進行にご協力を頂きありがとうございました。

これで議長の任を解かせていただきます。

【進行】

萩原会長におかれましては、議長を務めていただき誠にありがとうございました。

10. その他

【進行】

次第10、その他につきまして、委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、事務局から何かありますか。

11. 閉会

無いようですので、以上で、令和6年度第1回都留市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。